

議事日程(第1号)

平成29年6月9日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第26号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第27号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 8 議案第28号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 9 議案第29号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第30号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第11 議案第31号 須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第32号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第33号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第34号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第36号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第37号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第38号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第39号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第40号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第41号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第42号 須恵町農業委員会委員の任命について

- 日程第 2 3 議案第 4 3 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 4 議案第 4 4 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 5 議案第 4 5 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 6 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 請 願 「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 日程第 9 議案第 2 9 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 1 0 議案第 3 0 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 1 1 議案第 3 1 号 須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 3 2 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 3 3 号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 3 4 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 6 議案第 3 6 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 7 議案第 3 7 号 須恵町農業委員会委員の任命について

- 日程第18 議案第38号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第19 議案第39号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第20 議案第40号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第21 議案第41号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第22 議案第42号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第23 議案第43号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第24 議案第44号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第25 議案第45号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第26 議案第46号 平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）
 日程第28 請 願 「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請

出席議員（13名）

1番	児 玉 求	2番	世 利 孝 志
3番	白 水 勝 元	5番	三 角 栄 重
6番	田 ノ 上 真	7番	松 山 力 弥
8番	猪 谷 繁 幸	9番	田 原 重 美
10番	合 屋 伸 好	12番	三 上 政 義
13番	柴 田 真 人	14番	今 村 桂 子
15番	三 角 良 人		

欠席議員（1名）

11番 原 野 敏 彦

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	平 松 秀 一
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	満 行 誠
上下水道課理事	石 井 浩 二	健康福祉課理事	小 林 は つ み
住 民 課 長	梅 野 猛	子ども教育課長	御 手 洗 文 生
税 務 課 長	合 屋 浩 二	地 域 振 興 課 長	稲 永 勝 章
健康福祉課長	長 澤 義 一	都 市 整 備 課 長	甲 木 圭 二
上下水道課長	世 利 昌 信	ま ち づ く り 課 長	平 山 幸 治
社会教育課長	吉 川 聡 士	会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕
総務課課長補佐	諸 石 豊	監 査 委 員	百 田 清 二

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

梅雨に入りましたが、ちょろっと雨が降ってもう梅雨の中休みに入っておるようでございます。早場米の水が心配されておりますが、本ちゃんの月末の田植えもどうなることか、百姓としては非常に心配しておるところでございます。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ただいまから平成29年第2回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、原野敏彦議員より今定例会中の欠席の届出が出ておりますので御報告します。

これより本日の会議を開きます。

まず議会運営委員会の経過報告ですが、須恵町議会委員会条例第9条により、委員長の職務代行として副委員長が委員長の職務を行うこととなっておりますので、副委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。7番、松山力弥議員。

○議員（7番 松山 力弥） おはようございます。

平成29年第2回定例会、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

6月2日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成29年第2回定例会の運営について協議検討いたしました。

今回提出された議案は21件、報告1件、請願1件、ほかに町長諸報告3件、教育行政報告、閉会中の組合議会報告2件でございます。

会期は、本日6月9日から16日までの8日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会5件、文教厚生委員会5件、予算審査特別委員会2件で、議案第36号及び議案第37号から議案第45号の人事案件については、提案理由の説明後、本日採決を行います。

また、農業委員会委員の任命については9議案を一括議題とし、提案理由の説明後、議案ごとに採決を行います。

次に、日程についてですが、本日当初本会議終了後全員協議会、12日に工事現場視察後に各常任委員会、13日午前9時より一般質問、14日予算審査特別委員会、16日最終本会議終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を、本日から16日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月16日までの8日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、14番議員、1番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 6月定例会を招集しましたところ、御繁忙の中御出席を賜りましてありがとうございました。

それでは、諸報告を申し上げます。

公共施設等総合管理計画について

まず公共施設等総合管理計画についてでございますが、「須恵町公共施設等総合管理計画」は、今後の須恵町の長期的な公共施設のあり方、効率的な、また効果的な維持管理運営等について、基本的な方向性を示す資料として、平成27年度から2カ年の事業で策定いたしました。

須恵町におきましては、近年全国的に人口減少が進展する中であって、福岡都市圏であるとの優位性をいかした人口の増加を続けてまいりました。その背景には、さまざまな公共施設やインフラ整備、特にスマートインターの整備等がございますが、住民のニーズに対応できたことが一つの要因ではないか考えられます。

しかしながら、これからの公共施設等は今後次々と更新時期を迎えることとなり、安全面や機能面において改善を図るために、多額の改修費用や建てかえ費用が必要となってまいります。

このことから、将来にわたり住民サービスを提供していくためには、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って統廃合や更新、長寿命化等を計画的に行うことによりまして、財政負担を軽減、平準化して、公共施設等の最適な配置を実現することが必要になってくると思っています。

また、公共施設は災害時には避難所としての活用されることとなりますので、町民の安全・安心を守るため、公共施設及びインフラ施設の耐震化や老朽化への対策を推進していく必要があると思います。

総務省の指針によりまして、建築から30年を経過した時点で「大規模改修」、60年を経過

した時点で「建てかえ」が必要とのことでもあります。今回の調査結果によりますと、社会教育施設は100%、スポーツ・レクリエーション系施設及び学校教育系の施設の60%以上が建築から30年を経過しております。10年後には全施設のうち87.7%の施設が建築から30年を経過する施設となっております。

試算によりますと、今後40年間で公共施設にかかわる改修・更新費用は、186億3,000万円、年平均にしますと4億7,000万円と非常に厳しい推計が出ております。

今後は継続的に施設の実態を把握しながら、須恵町全体の公共施設等についてマネジメントを推進するために、公共施設等を管理する所管課の課長、課長補佐等で構成する「公共施設等総合管理計画推進委員会」を設置いたしまして計画を推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

業務改革モデルプロジェクト事業について

次に、業務改革モデルプロジェクト事業についてでございますが、人口減少など社会構造の変化が進展いたしております。地方公共団体における人的、財政的な経営資源の制約が強まる中、質の高い公共サービスを引き続き効果的・効率的に提供するための改革が求められております。

歳出の効率化と住民のニーズを踏まえたサービス向上の両立を実現するためには、限られた経営資源を効率的に活用し、業務改革に取り組むことが不可欠と思っております。

このような状況を踏まえ本町では、昨年度から業務改革について検討を始めました。今回、実施いたします「業務改革モデルプロジェクト事業」は、一連の業務全体を根本から見直して再構築を実現するためのBPR、ビジネス・プロセスをいわゆる見直すという意味でございますが、を活用した業務分析や住民サービスの向上、歳出効率化の効果把握を伴った新たな業務改革を実現する効果的な方法の検討を行う事業で、先日総務省のほうから全国7行政自治体にその委託先が決定いたしております。本町もそのモデル事業を実施するという事で、総務省の委託先として採択を受けております。

町村においては唯一須恵町だけでございますが、その取り組みも宇美・志免と電算の共同化を行っておりますので、その見直しと検討に入るわけでございますので、宇美・志免の協力を得ながらそのモデル事業をやっていききたいというふうに思っております。

本町は、このモデルプロジェクト事業を利用いたしまして、業務のアウトソーシングや電算業務の効率化の実現の可能性などを検討してまいりたいというふうに思っております。

須恵町PR事業について

次に、須恵町PR事業についてでございますが、昨年度に引き続きまして本年度も須恵町のPR事業を展開してまいります。5月に開催されましたつつじ祭りにおきましては、商工会と連携して須恵町出身の「郷ひろみ」さんのコンサートペアチケットを、フォトコンテストの賞品とし

て2組、大抽選会の賞品として8組にプレゼントしております。また、200組を超える会場応募があり、その中から抽選を行い40組にチケットを送付する予定といたしております。町内外問わず足を運んでいただき、須恵町の魅力を広くPRできたと思うところでございます。

ちなみにコンサートは9月に行われる予定でございます。今後も「郷ひろみ」さんには御協力をいただき、須恵町のイメージアップに取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

次に、養生みそのPRでございますが、みそのPRについては、現在健康福祉課、地域振興課、まちづくり課でプロジェクトチームをつくり取り組んでいるところでございますが、この分も先日つつじ祭りにおいて、販売ブースを設けPRを行ったところでございます。

今回は、試飲を行ったことにより多くの方に足をとめていただき、過去最高の売り上げとなりました。今後はふるさと応援寄付金の返礼はもとより、さらに西日本シティ銀行さんの御協力をいただきまして、夏のキャンペーンに陶翔窯のみそ壺・みそ汁碗とみその3セットにした、「みそ壺セット」を提供するようにはいたしております。

また、10月には福岡市で行われます「町村フェア」、11月にはすこやかコミュニティ主催の「健康づくりフェスタ」、12月には東京国際フォーラムで行われます「町イチ！村イチ！2017」に出展を予定いたしております。

今後は、木工品や竹細工もあわせ、各課横の連携を密にし、須恵町PR事業のさらなる充実を図ってまいりたいと思っておりますので、議員各位の御理解御協力方またよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 3番目に言われましたPR事業のほうなんですけれども、みそのPR非常に結構なことだと思っておりますが、みその製造が以前からもしPRした場合間に合わないんじゃないだろうかというような話があっておりましたが、みその加工製造を増加する予定でしょうか。

○議長（三角 良人） 誰か。まち課、どこ。健康福祉課長。まち課。

○まちづくり課長（平山 幸治） 今のところ拡大する予定はございません。ある範囲でうまく回していきたいと考えております。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質問を終結します。

日程第4. 教育行政報告

○議長（三角 良人） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 皆さん、おはようございます。老眼なのでちょっと眼鏡をとらせていただきます。

町内の各小・中学校の運動会を無事に終えることができました。児童・生徒の活気あふれる姿を通して、各学校での日常の指導が充実してきていると実感しております。また、議員の皆様や地域の方からも同様の評価をいただいているところです。御声援、御協力ありがとうございました。そして、去る5月17日の園学校経営説明会に御参加いただき、貴重な御質問や御指摘を頂きありがとうございました。

それでは、教育委員会の行政報告をさせていただきます。なお、園学校経営説明会で詳しく説明しておりますので、平成28年度、平成29年度の特徴的な事業について報告させていただきます。

また、資料として「平成28年度須恵町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び報告について」と「須恵町人権教育・啓発基本指針」を配付しておりますので、後ほど御参照ください。

平成28年度の主な取り組みについては、子ども教育課関係では適応指導教室、子どもの居場所づくり事業、アザレア幼児園の開園の三つについて、社会教育課関係ではオアシス運動について説明いたします。

1つ目の適応指導教室（やまももルーム）の開設については、5月に室長を含め支援員一日2名体制で、アパートの一室を借りて開室しました。通室した児童生徒は、小学生2名、中学生3名でした。180日の開室で、平均出席率は31%でした。1年間通室により、中学校進学をきっかけに通学できるようになった児童や、志望校への進学が実現し生徒が充実を持って卒業することができ、保護者から感謝の言葉をいただきました。

本年度は、旧にじいろ保育園に場所を移し、活動しやすい体制で臨んでいきます。また、不登校児童生徒の対応センターとしての機能すべく、専属のスクールカウンセラーを配置し、専門的観点からの見立てに基づいた支援体制を進めてまいります。

2つ目の子どもの居場所づくり事業・須恵っ子ルームについては、就労中の保護者の子どもは、長期休業期間児童だけで過ごすという問題に対し、保護者の精神的な負担と児童の健全な生活をサポートするために預かりを行い、子どもの居場所と支援を目的として取り組みました。

場所は、須恵町地域活性化センターをベースに、保育コーディネーターが中心となり、シルバー人材センターの延べ48名に働いていただきました。

対象児童は22名で、夏休みは23日間、冬休みは12月26日から1月6日まで実施いたしました。「楽しい」と答えた児童がほとんどであり、次年度も参加したいが14名中12名でし

た。また、保護者のアンケートでは12名の回答者で、利用可能日10名が満足、支援内容については概ね満足した結果となりました。回を重ねるごとに対象児童も増え、保護者・児童の要望により春季休業中も継続して事業を行いました。今年の夏の夏季休業中は、40名の希望者があると聞いております。

課題としましては、指導者の安全・衛生面、アレルギー等の研修や保育コーディネーターとの事前打ち合わせの時間確保などが上げられます。

3つ目の幼稚園の開園については、平成27年10月に工事着工し、約1年を経て平成28年9月に開園することができました。開園式には議員並びに多数の御来賓の参加のもと式典を挙行できました。

旧施設の老朽化による建てかえ及び待機児童解消に向けた施設整備でありましたが、保育士雇用が困難であったため、開園当初は27名の定員増に留まりました。平成29年度には、臨時保育士の処遇改善によって雇用ができたためさらに49名の定員増とし、施設としては合計301名の定員となりました。

定員数に関連し、幼稚園でも待機児童が発生するほど教育に対するニーズが高まり、各幼稚園の3才児の定員を25人から35人に急遽増員し、さらに10人を受け入れることといたしました。

社会教育課においては、最重点施策として「オアシス運動」を、挨拶により大人も子どももお互いに和やかな潤いのある家庭や住みよい地域づくりを進め、活気あるまちづくりを目的とし、7月、11月を強調月間として予定しています。

啓発活動として、町の広報紙、ホームページを活用した広報活動、庁舎や公共施設などに横断幕や懸垂幕の設置、地域の目立つ場所や公民館などにのぼり旗を設置、区の掲示板・回覧板を通じてのポスターやチラシの啓発、各種会議の行事でオアシス運動の参加を呼びかけています。

実施場所としましては、学校の校門、通学路、オアシス通り、JR駅等で行い、地域の方々や学校、粕屋農協須恵支所、西日本シティ銀行須恵支店の方、また議員の皆様にも多大なる御協力をいただきました。アンケートでは、年々「オアシス運動」が定着しているとの声をいただいております。

さらに本年度から、ありがたい感謝の心を育む取り組みとして、子どもたちが横断歩道を渡る際に、とまっていたいただいた運転手への「ありがとうございました」の言葉や、学校全体で「あいさつ日本一」を目指した活動など、年々拡大していきます。

近年、他県では子どもに声をかけてはいけないなどの事例が報道されましたが、子どもと大人が顔見知りになることは、子どもの安全・地域の安全・将来の地域づくり、まちづくりに意義あるものと考え、引き続き推進を図ります。

次に、平成29年度の新規事業について、子ども教育課関係ではフッ化物洗口、ツイタもの取り組み、園訪問の実施、須恵町外国語教育の推進の4点について、社会教育課関係では立志式の実施について説明いたします。

1点目のフッ化物洗口につきましては、平成25年に制定された「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づき、平成26年度より施行されている「学童期むし歯予防推進事業」として、昨年度9月から須恵町内の各小学校において、試行的に「フッ化物洗口」を始めています。

本年度は、フッ化物洗口の本格的な実施により、永久歯むし歯予防に大きな効果を期待しているところです。

2点目の「ツイタもん」の取り組みについては、児童の登下校での安全管理として有効であると考え、小学校にシステム導入を考えました。このシステムは、児童のカバンにタグをつけ、校門を通過すると学校が管理するパソコンに記録されるもので、校門には監視カメラも設置されており、登下校の状態を監視することができる仕組みとなっています。このシステムは、6月1日から各小学校で稼働しております。

学校に問い合わせましたところ、非常に子どもたちの登下校の確認ができるということと、カメラが設置してあるので外部侵入等のことも全部記録もできますし、見えるということで便利であるという評価をいただいております。

3点目の園訪問の実施については、昨年度からマネジメントサイクルにより、学校経営について教育委員会による指導及び支援を行ってまいりました。本年度は町立の園についても園訪問を6月に実施し、子どもたちの様子や園の課題を把握し、教育委員会としての支援の方針や内容の検討にいかしていきたいと思っております。

4点目の須恵町外国語教育の推進につきましては、平成32年度から学習指導要領が改定になり、小学校5、6年生で英語活動から英語科となり、週1時間から週2時間に時間数がふえます。また、3、4年生で英語活動が週1時間新設されます。小学校の教師は、英語教育の指導力をこれから3年間のうちに身につけなければなりません。

そこで教育委員会といたしましては、須恵第二小学校を外国語教育の推進校と位置づけ、ALT、これはアシスタントランゲージティーチャーと申しまして英会話の補助を行う先生のことです。小学校に1名、中学校に1名、今入ってある外国の先生がアシスタントランゲージティーチャーですね、ALTといいます、の配置や授業の進め方等について支援を行い、第一小、第三小に広めていき、3年後の英語教育に対応していきます。

最後に、社会教育課における町内の中学2年生による立志式の実施については、狙いとしまして、「望ましい勤労観・職業観を身につける。また、地域社会の一員として、自分の将来や生き方を考え主体的に進路を切りひらく」としています。

立志式では、自分の将来への夢や希望についての作文発表と社会人による講演会を計画しています。第1回となる本年度は、平成30年2月21日水曜日午後を予定しております。別途御案内いたしますので、お時間の許される方は当日御参観ください。

これもちまして教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。今後とも議員各位の御理解と御支援お願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（三角 良人） これより教育長の教育行政報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第5. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第5、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に粕屋南部消防組合議会臨時会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。9番、田原重美議員。

○議員（9番 田原 重美） おはようございます。

粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成29年5月29日に粕屋南部消防本部において、第2回臨時会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第2、議長の選挙は、指名推薦により篠栗町の阿部寛治氏が当選されました。

次に、日程第3、副議長の選挙についても、指名推薦により志免町の大西勇氏が当選されております。

日程第8、議案第8号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意については、議会選出監査委員の進藤啓一氏が平成29年4月28日で任期満了となったため、後任委員の選任について議会の同意を求めるもので、宇美町の白水英至氏が選任され、全員賛成で同意しました。

日程第9、議案第9号粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、南部消防組合第五次消防力整備計画に基づき、南部消防署救助小隊を3名から4名体制へ変更することなどに伴う増員で、現行の職員定数消防吏員169人を改正後175人とするものです。

附則として、平成30年4月1日から施行、全員賛成で可決しました。

日程第10、議案第10号粕屋南部消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、組合構成町の規定にならい改正するもので、条例第5条の費用弁償の規定について、現状に合わせ支給対象となる第3項第1号の「組合長、副組合長が議会及び議会運営委員会に出席したとき」を削除するものです。全員賛成で可決しました。

日程第11、議案第11号財産の取得（指揮自動車）については、現在使用している指揮自動

車が、平成12年に購入し17年を経過していることから、南部消防組合第五次消防力整備計画に基づき整備を図るもので、契約の目的、指揮自動車購入、契約の方法、指名競争入札、契約金額1,261万4,400円、契約の相手方、株式会社消防防災福岡支店となっており、全員賛成で可決しました。

日程第12、議案第12号財産の取得（水槽付消防ポンプ自動車）については、西出張所に配備する水槽付消防ポンプ自動車の整備を図るもので、契約の目的、水槽つき消防ポンプ自動車購入、契約の方法、指名競争入札、契約金額、4,849万2,000円、契約の相手方、株式会社福岡トーハツとなっており、全員賛成で可決しました。なお、水槽には2,000リットル貯水でき、10分ほどの消火が可能とのことです。

日程第13、議案第13号平成29年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9,879万円とするものです。

これは、幼年期において正しい火の取り扱いなどを理解させ、火遊びなどによる火災の減少を図るため、保育園・幼稚園における自主組織「幼年消防クラブ」に対し、幼年消防クラブ育成助成として、今回宇美町の幼稚園に対し、園での活動に充てるため幼年消防用活動資器材（鼓笛隊セット）を4月13日に交付決定したことにより追加補正するものです。全員賛成で可決しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会の報告を求めます。14番、今村桂子議員。

○議員（14番 今村 桂子） 去る、5月30日（火）午前10時から、「クリーンパークわかすぎ会議室」において、平成29年第1回臨時会が開催されました。

議事日程及び議員名簿については、お手元に配付しているとおりです。

日程第1、組合議会議長の選出については、本町の合屋伸好議員。

日程第2、組合議会副議長の選出については、篠栗町の古屋宏治議員が選出されました。

日程第6、議案第3号組合監査委員の選任については、粕屋町の川口晃議員が選出され、全員賛成で同意しました。

以上、報告いたします。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第37号から議案第45号については、それぞれ関連議案でありますので一括議題とし、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第6. 議案第26号

○議長（三角 良人） 平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） おはようございます。

議案書は1ページをお願いします。

議案第26号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてでございます。

平成28年度予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第5号）を提出いたしまして、議決をいただいているところでございますが、その後予算の補正が必要となり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で御説明いたします。

別冊の1ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億9,663万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億1,364万8,000円とするものです。

2項では、補正の款項の区分及び金額並びに補正後の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

次に、地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正によります。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、まず歳入の主なものを御説明いたします。

1款町税は、1項町民税から4項町たばこ税までを、最終見込みにより1億486万

4,000円増額補正しております。

2款地方譲与税から9款地方交付税までは、3月末の交付税決定額にあわせてそれぞれ増額及び減額しております。

16款寄附金50万円は、年度末に株式会社PMT様から御寄附いただいたものでございます。

17款繰入金では、1款町税の増額及び次に歳出で説明いたします特別会計への繰出金の減額によりまして、財政調整基金繰入金を2億8,400万円減額しております。これにより、28年度の財政調整基金繰入金は3億円になりまして、その基金残高は前年度末ではおよそ26億円でしたが、今年度末23億円へ減少しております。

次のページをお願いします。

20款町債につきましては、第2表地方債補正により御説明いたします。

次の4ページ、歳出をお願いいたします。

2款1項総務管理費1,100万7,000円の減額は、税番号及び自治体クラウドサービスの電算業務委託料の減額になります。

3款1項社会福祉費、減額1億6,818万8,000円及び8款5項下水道費の減額1,300万円は、主に国民健康保険及び公共下水道事業各特別会計の最終見込みによりまして繰出金の減額でございます。

次の5ページをお願いします。

第2表、地方債補正の変更でございます。年度末の額の確定に伴いまして、限度額を変更しております。

道路改良事業債は810万円増額して4,060万円へ、須恵東中学校大規模改造事業債は20万円減額の2億660万円への変更です。

以上のとおり、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第26号については、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを、予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。委員長に今村桂子議員、副委員長に松山力弥議員であります。

日程第7. 議案第27号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第27号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） おはようございます。

では、議案書の2ページをお願いいたします。

議案第27号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

この予算につきましては、3月議会に補正予算（第3号）を提出いたしまして議決をいただいているところですが、その後予算の補正が必要となりました。去る3月31日付で専決処分をさせていただきますので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の18ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億1,634万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億3,370万円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

次のページ、19ページをお願いします。まず歳入からです。

1款1項国民健康保険税は、一般被保険者保険税の現年課税分及び滞納繰越分の増収見込みから283万4,000円の増額補正を行っております。

3款国庫支出金から7款共同事業交付金までは、それぞれ国社会保険診療報酬支払基金、県国民健康保険団体連合会からの負担金、補助金、交付金が年度末に確定しましたので、それぞれ所要の増減補正をしております。

8款繰入金につきましては、国民健康保険税及び国庫支出金等の補正と、次に説明いたします歳出予算補正によりまして1億6,258万8,000円の減額補正となっております。

このうち一般会計繰入金、いわゆる赤字補填分につきましては1億5,600万円を減額いたしております。結果、一般会計から4,400万円繰り入れることになっております。

次に、20ページ、歳出です。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費から4項葬祭諸費まで、それぞれ決算見込みによる不用額2億1,119万4,000円の減額補正を行っております。

10款予備費の補正につきましても、不用額515万2,000円の減額補正をしております。以上を報告しまして承認を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

- 議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉議員。
- 議員（1番 児玉 求） お尋ねします。歳入の8款の繰入金ですけど、これ1億6,258万ですね。マイナスになってますが、繰り入れが4,400万円ということですけど、ここは繰り入れをやっぱりして国保税を引き下げるといふふうには……
- 議長（三角 良人） わかりました。委員会付託がありますので、そのときをお願いします。よございますか。
- 議員（1番 児玉 求） いや、今お答できないんですか。
- 議長（三角 良人） 一番最初に言ったでしょうが。（発言する者あり）
- 議員（1番 児玉 求） いやだから、そももちろん委員会でもいいですけど、今でも回答されても別に問題ないでしょう。
- 議長（三角 良人） いつも言いようでしょうが。あのね、児玉議員。児玉議員。（発言する者あり）
- 議員（1番 児玉 求） 暴言ですかちょっと。
- 議長（三角 良人） 児玉議員聞きなさい。

最初からあなたは言ってますけど、特別会計と一般会計とは会計が違うんですよ。ここに借金しようわけですここから。借金したとを戻すことは当たり前でしょうが。それを、何年になりましかあなた議員になってから。たんびたんびそんなこと言うてから。いいですか。

- 議員（1番 児玉 求） はい、わかりました。

- 議長（三角 良人） ほかに。——これにて質疑を終結します。

よって、議案第27号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第8. 議案第28号

- 議長（三角 良人） 日程第8、議案第28号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

- 上下水道課長（世利 昌信） おはようございます。初めての議会で非常に緊張しておりますが、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第28号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分につ

いてでございます。

平成28年度の須恵町公共下水道事業特別会計予算につきましては、3月議会に補正予算（第3号）を提出し議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となったため、3月31日付で専決処分を行っておりますので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

補正予算書の33ページをお願いします。

平成28年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億824万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

次の34ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1款1項負担金、補正額100万円は決算見込みによる増額補正でございます。

2款1項使用料、補正額400万円も決算見込みによる増額補正でございます。

5款1項他会計繰入金、補正額1,300万円の減額は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

次の35ページをお願いします。歳出でございます。

1款1項総務管理費、補正額50万円の減額は、負担金補助及び交付金の決算見込みによる減額でございます。

2款1項下水道事業費、補正額750万円の減額は、工事請負費並びに補償・補填及び賠償金等の決算見込みによる減額でございます。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第28号を、総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第29号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋税務課長。

○税務課長（合屋 浩二） おはようございます。私も初めてとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入ります。議案書の4ページをお願いいたします。

議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日等から施行されたことに伴い、須恵町税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので議会の承認を求めるものでございます。

次の5ページから11ページまでが改正文と附則で、12ページから34ページまで新旧対照表を添付しております。

改正点の主な内容といたしましては、地方税法の改正による各条文の文言整理及び様式の文言整理、項ずれ等の整理を行っており、それ以外については新旧対照表で説明いたします。

恐れ入ります。17ページをお願いいたします。

61条の2では、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の導入、割合を定める規定の整備。

次のページ、18ページをお願いいたします。

63条の2では、居住用超高層建築物いわゆるタワーマンションに係る固定資産税について、区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる案分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえて保稅方法の申し出について規定をしております。

次の20ページをお願いいたします。次の次。

第74条の2の関係では、被災市街地復興推進地域に定められた場合の特例を適用する規定の整備を行っております。

26ページをお願いいたします。

附則第16条では、軽自動車税のグリーン化特例経過について、適用期限を2年延長する規定の整備と所要の整備を講ずるための改正でございます。

恐れ入りますが10ページに戻っていただきまして、附則第1条で施行期日は、条例は平成29年4月1日から、規定につきましては、第1号附則、第5条の規定は公布の日から、第2号附則、第5条第1項の改正規定及び次条第2項の規定は、平成31年1月1日から、第3号附則、第10条の2第18項を同条第16項とし、同項の次に2項を加える改正規定、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日からとなっております。

今回の改正内容につきまして、詳細につきましては委員会で説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第29号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第10. 議案第30号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第30号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の35ページをお願いいたします。

議案第30号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の低所得者にかかわる保険税軽減の拡充を行うため当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので議会の承認を求めるものです。

新旧対照表で説明いたします。37ページをお願いいたします。

改正は、第25条国民健康保険税の減額です。第2号の改正については、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を改正前26万5,000円から改正後27万円に引き上げ、第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定において、被保険者数に乘すべき金額を改正前48万円から改正後49万円に引き上げ、低所得者の保険税軽減の拡充を図るものです。この改正により国民健康保険税の調定額は、36万円の減額を見込んでおります。

36ページに戻っていただいて、附則です。第1項で施行期日を、この条例は平成29年4月1日から施行するとし、第2項で経過措置を、改正後の条例の規定は平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までは従前の例によるとしております。

以上です。報告しまして承認を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第30号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時02分休憩

.....

午前11時10分再開

日程第11. 議案第31号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第31号須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） 議案書は38ページをお願いします。

議案第31号須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例です。

提案理由としまして、個人情報保護法等改正法が平成29年5月30日から施行され、番号法が改正されたことに伴う改正になります。

内容の説明につきましては、40ページの新旧対照表をお願いいたします。

この改正は2条立てになっております。

まず、第1条関係は、須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例になります。定義第2条において、第4条情報提供等記録について「番号法第26条に準用する場合を含む」旨を追加します。第23条の2第1号では文中引用しております番号法「第28条」を法改正に伴い「第29条」とするものでございます。

41ページをお願いいたします。

第2条関係は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正する条例の一部を改正する条例になります。第1条及び第5条の改正はともに番号法の改正に合わせた改正で法「第19条の第9号」を「第10号」に改めるものです。

39ページをお願いいたします。

最後の附則で、この条例は交付の日から施行し、平成29年5月30日から適用するものです。
以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。
よって、議案第31号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第32号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第32号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） 議案書は42ページをお願いします。

議案第32号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由としまして、職員の育児休業等に係る人事院規則の一部改正に伴う改正になります。

内容の説明につきましては、44ページの新旧対照表をお願いいたします。

最初の第2条の2の規定は、3月議会に新たに追加した規定で育児休業法がいうところの養育里親とする子に準ずるものを定めたものでございます。今回の改正は、人事院規則の改正に伴い引用しております児童福祉法の条番号及び里親の表記を下線部分のとおり「2項」を「1号」に、「1項」を「2号」に、「里親であって」以降の分を「養子縁組里親」にそれぞれ改正するものでございます。

続きまして、第3条そして次のページの第4条及び第10条は同様の改正になります。それぞれ育児休業法がいうところの特別の事情を追加するものでございます。

まず、第3条は、子どもが3歳に達するまでの育児休業の承認について。

次の項の第4条は、その再度の延長について。

第10条は、育児短時間勤務について下線部分の最後の3行部分にございますとおり、「保育所に保育の利用を希望し申し込みを行っているが当面その実施が行われないこと」を特別の事情として、それぞれ追加するものでございます。

43ページをお願いします。

最後のところの附則です。この条例は交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用する

ものです。

以上のとおり、よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第32号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第33号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第33号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書は46ページをお願いします。

議案第33号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由です。後期高齢者医療の普通徴収によって徴収する保険料の第6期12月分の納期限を、国民健康保険税の普通徴収によって徴収する保険料の第7期12月分の納期限に合わせるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

新旧対照表で説明します。48ページをお願いします。

第4条ですが、普通徴収に係る保険料の納期については、法の規定により市町村の条例で定めることとなっておりますが、12月の納期限が国民健康保険税と差異があるため、「12月1日から当月25日まで」に改正して合わせるものです。

47ページに戻っていただいて附則です。この条例は交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用するとしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第33号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第14. 議案第34号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第34号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） 議案書は49ページをお願いいたします。

議案第34号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が平成29年3月31日に交付され、平成29年4月1日施行とされましたことに伴いまして、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

新旧対照表で御説明をいたします。51ページをお願いいたします。

今回の改正は、支給資格等の確認、第8条の改正になります。現行の改正前の内容は、支給認定を受けている保護者の支給資格を確認する場合、交付された支給認定証で確認をしなければならぬとされておりました。今回の改正で、改正後になりますけれども、下線部のように「必要に応じて」という文言が加わり、支給認定証の交付が任意交付に変わりました。そのことによりまして、次の下線部になりますが、「支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項に規定する通知」という一文の追加によりまして、支給認定証の交付を受けていない場合には、この通知書で支給認定の有効期間等を確認することができるものとされたものでございます。

戻っていただきまして、50ページをお願いいたします。

附則で、この条例は交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用するとしております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 須恵町特定教育、それと保育施設、特定地域型保育事業というのを詳しく教えてください。

それと、平成26年内閣府令第44号というのをちょっと教えてください。

○議長（三角 良人） たんびたんび、委員会付託に入りましたら、そこで詳しく聞いてもらえんですかね。よろしいです。

○議員（1番 児玉 求） はい、わかりました。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて質疑を終結します。よって、議案第34号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号須恵町特定教育・保育施設

及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第15 議案第35号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第35号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 失礼します。私も初登壇でございます。よろしくお願いいたします。

議案書は52ページをお願いいたします。

議案第35号工事請負契約の締結について。

下記工事の請負契約の締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、旅石地区水路改良工事、契約方法、指名競争入札、請負金、7,830万円、請負者、福岡市博多区東比恵3丁目16番14号、飯田建設株式会社、代表取締役、宮木義高、契約保証の方法、契約保証金、前払、保証事業を行う保証事業会社の保証、783万円、条件、工期、契約の効力が生じた日から、平成30年3月15日まででございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） これ、3月議会で決めた分だと思いましたが、当初で1億5,000万円というふうに予算組まれてきたんですけど、まあ、7,830万円となっておりますが、その内容と。

それと、あと下請けによその方が出されるときに、その決済はどんなふうになっておるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（三角 良人） 平山課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 当初予算の1億5,000万円については、あくまでも予算の段階でということで、実際、入札を行いまして7,830万円、残りは執行残となります。

下請けとかいう話につきましては……。

○議長（三角 良人） 答えんでいい。

○まちづくり課長（平山 幸治） 答えなくていいと思います。

○議長（三角 良人） ほかに。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 通常1億5,000万円の予算に対しては約半分ぐらいということですが、もうちょっと詰めるといいですか、予算組むときに、やはり詰めた予算といいですか、

積算される時点でいくらかっていうのがわかると思うんですよ。当初から1億5,000万円かかるねということでありまして、だから、例えばこのぐらいの予算で、最初、予算化する前から実行したというのはやっぱり決められるべきじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（三角 良人） 甲木課長。

○都市整備課長（甲木 圭二） 当初の予算より入札の価格が下がった理由でございますけども、当初予算を上げておりましたのは、あくまでも概算で上げておりました、現地を精査した結果、設計額が上がりましたそれに基づき今回入札を行いました。入札した結果が7,830万円という結果でございますので、当初上げました予算を計上したときよりも、いろんな条件がよくなりましたして安価で済んだということでございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 先ほど申しましたけども、通常、私も自営業で仕事をしておるわけですが、見積もり予算をつくるときに、やはり極端に半額の値引きみたいな感じっていうか、これは町民の方もやっぱりわかるわけですから、最初の予算が1億5,000万円になって、実際、見積もりではこんだけになりましたよというふうになると、そしたらやはり最初の段階から、積算する段階から詰められた予算を提示されるべきじゃないかと思うんです。そうすると、それはより受け入れられるといいですか、進行も早いんじゃないかなと思うんです。だから、そういう点で今後、やはり実行予算というものは、この現況に合わせたもんっていうか、それに近いもんで出していくべきじゃないかというふうに思います。

○議長（三角 良人） 平松副町長。

○副町長（平松 秀一） 担当課長の説明が若干不足しているかと思っておりますけども、1億5,000万円の中には、発生するかもしれない部分、今回工事をやった段階で、今現在、発注している工事については本体工事でございます。これを掘削した段階で路盤の部分において底盤の補強工事とか、そういったものまで今回の予算には計上させていただいて予算を審議してもらっております。今現在、今回、入札をした段階では、その補強工事関係が当初計画しとった部分、議会のほうでも説明したかと思っておりますけども、担当委員会で説明したかと思っておりますけども、その部分が計上した部分が要するにいらんかもしれないということで、今回その部分を入札の価格には入っていないということです。おわかりになります。一番最初に審議したときは、担当委員会のほうでそのあたりは説明していると思います。以上です。

ですから、今回、安価に終わっているということです。だから、ちょっと言葉足りませんが、井で1億5,000万円上げて、実際設計やって落札したら業者さんが半額でよかったとい

う話ではございません。そういうことです。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） それは、私はわかります。相談していますから、それはわかるんですけど、これ、水路してまた盛り土するというので、今度、まずは盛り土のほうにもお金がかかるというふうに、それはまた後で予算化するというふうなお話だったんですね。だから、私が言わんとすることは、もうちょっと詰めたところの予算をやはり出すべきじゃないかというふうに思うんですよ。だから、その部分だけです。

以上です。

○議長（三角 良人） 予算審査特別委員会でもこれは十分に高過ぎるいう話ししよったでしょうがね。

○議員（1番 児玉 求） ええ。

○議長（三角 良人） ね。せやけそれにまた精査したんじゃないかと思えますけど、また今度、委員会に付託しますんで、それから委員長の報告あると思えますんで、それでよかですかね。

○議員（1番 児玉 求） はい、わかりました。

○議長（三角 良人） 松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 私、委員長で私に答弁するとなっておりますけども、3月議会におきまして現地調査したときに、土の盛りの高さの件で、これだけの耐久性のいる土管というか、いるから高くなると、一般の何倍かということの説明と、その下の改良材、調査によってはその下の地盤を改良する可能性があるから、これだけの金額を見ているという説明があったと思いますので、そこら辺を考慮していただきたいと。だから、安くなるほうは結構なことでございます。そこら辺を理解していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに。これで質疑を終結します。よって議案第35号を総務建設産業委員会に付託したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第16、議案第36号

○議長（三角 良人） 次に、日程第16、議案第36号ですが、本案は地方自治法第117条の規定により、私は除斥となりますので、議長を副議長と交代いたします。よろしく願います。

今村副議長、議長席へ登壇ください。

〔議長退場〕

〔副議長議長席へ着席〕

○副議長（今村 桂子） 三角議長が除斥となりましたので、地方自治法第106条の規定により、副議長が議長の職務を行います。

議案第36号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第36号でございますが、須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

この会合は年に1回程度行っておるような会議でございますが、通常的には1期3年の2期ということで、2期をお願いしておるところでございます。その指名の稲永幸子氏が1期目の任期満了になるわけでございます。そのことによって、2期目も再任したいということでございますので、提案をさせていただきます。

須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

須恵町固定資産評価審査委員に下記の者を選任したいので、地方税法法律第225号第423条3項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字旅石886番地の8、氏名、稲永幸子、生年月日、昭和26年12月19日、任期が平成29年7月1日から平成32年6月30日までとなるものでございます。固定資産評価委員の任期が29年6月30日をもって任期満了となるために再任をお願いするものでございます。経歴については、次のページ、54ページに載せておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（今村 桂子） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（今村 桂子） 異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○副議長（今村 桂子） 起立全員であります。よって、議案第36号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

ここで、議長を三角議長と交代します。

〔議長入場〕

〔副議長議席へ着席〕

○議長（三角 良人） 議案第37号から議案第45号については、先ほど申しあげましたように、それぞれ関連議案でありますので一括議題とします。

日程第17. 議案第37号

日程第18. 議案第38号

日程第19. 議案第39号

日程第20. 議案第40号

日程第21. 議案第41号

日程第22. 議案第42号

日程第23. 議案第43号

日程第24. 議案第44号

日程第25. 議案第45号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第37号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第18、議案第38号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第19、議案第39号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第20、議案第40号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第21、議案第41号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第22、議案第42号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第23、議案第43号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第24、議案第44号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第25、議案第45号須恵町農業委員会委員の任命について。以上9議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第37号からでございますが、この提案につきましては、昨年、農業委員会法が改正になりまして、選挙によって選挙人名簿を作成し選挙を行っておったわけですが、改正が議会の同意をとることになりましたので、今回、全農業委員さんが任期が満了するため、今回、全員、新しい法律によって同意を求めるものでございます。

この法律というのは、3つの重点的な問題があるわけでございまして、過半数は認定農業者を選ばなければならない。それから、中立の立場の委員を必ず入れなければならない。それと、若年者、青年あるいは女性を入れる、これは努力目標になるわけでございますので、それらを鑑みまして推薦をしたわけでございます。

議案の37号、まず、吉松正幸氏でございますが、糟屋郡須恵町大字須恵638番地、氏名、吉松正幸、生年月日、昭和23年2月21日、任期は9名とも、平成29年7月20日から平成

32年7月19日でございます。

提案理由としましては、先ほど申し上げたとおりでございます。経歴については、任命についての後に経歴書を各委員ともつけておりますので、参照していただきたいというふうに思っております。

議案第38号でございます。湯下 隆氏でございますが、住所、糟屋郡須恵町大字新原404番地、湯下 隆、生年月日、昭和23年10月14日でございます。

続きまして、今泉國次氏でございますが、糟屋郡須恵町大字上須恵304番地、氏名、今泉國次、生年月日、昭和20年1月4日生まれでございます。

次に、議案第40号でございます。今泉増雄氏でございますが、糟屋郡須恵町大字植木369番地、氏名、今泉増雄、生年月日、昭和23年2月4日でございます。

続きまして、議案第41号でございます。長野和之氏ですが、住所、糟屋郡須恵町大字佐谷1682番地、氏名、長野和之、生年月日、昭和22年7月13日生まれでございます。

次に、稲永 計氏ですが、議案第42号、住所、糟屋郡須恵町大字植木1679番地、氏名、稲永 計、生年月日、昭和20年6月12日でございます。

続きまして、三角光春氏です。議案第43号、住所、糟屋郡須恵町大字旅石730番地、氏名、三角光春、生年月日、昭和23年2月26日生まれでございます。

続きまして、議案第44号、住所、糟屋郡須恵町大字植木341番地、氏名、今泉守正、生年月日、昭和26年11月30日でございます。この方は再任でございます。

続きまして、議案第45号、住所、糟屋郡須恵町大字旅石72番地、氏名、丸山信治、生年月日、昭和56年11月28日、この方は丸山信幸氏の息子さんでございます。司法書士であります。だから、中立的な立場と青年層という形から推薦を行っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 一番最後の45号でございます。丸山信治さん、私もよう知ってまして、賛成はするところでございますが、ただ、執行部にちょっとお聞きしたいのが、私も現農業委員でございますけども、審査審議するとき74ページに職歴載っておりますけども、丸山法務総合事務所が図面を作成して審査審議するってあるんですね。そのときに差し支えないのか、そのときどう対処するのかをちょっと御説明ください。

○議長（三角 良人） 誰か手を挙げて。稲永地域振興課長。

○地域振興課長（稲永 勝章） 今回の指名でございます。そして今言われました審査でございますが、申請者が丸山事務所であれば、退席になるかと思いますが、図面等につきましては、それ

なりの資格を持った人じゃないと図面は書けませんので、その訂正については、ここでは審議には関係が該当しないということになりますので、申請された場合は退席という形になると思います。

以上です。

○議長（三角 良人） これにて質疑を終結します。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し議案ごとに採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決に入ります。

まず、議案第37号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第37号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第38号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第38号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第39号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第39号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第40号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第40号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第41号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第41号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第42号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第42号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第43号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第43号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第44号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第44号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第45号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第45号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第26. 議案第46号

○議長（三角 良人） 日程第26、議案第46号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） 議案書は75ページをお願いします。

議案第46号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）でございます。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

別冊の1ページをお願いします。

平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算

の補正第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,099万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億9,099万6,000円とするものです。補正の款項の区分及び金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によります。

次に、地方債の補正第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によります。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正です。

まず、歳入の主なものを御説明いたします。

13款国庫支出金3項委託金1,545万6,000円の補正。これは、町長諸報告にもございました業務改革モデルプロジェクト事業に係る委託金でございます。

20款1項町債は2,540万円の補正。これは、第2表地方債補正で申し上げます。

3ページをお願いします。

歳出の主な補正を申し上げます。

2款1項総務管理費2,464万1,000円の補正。主なものは、先ほど歳入で申しました業務改革モデルプロジェクト事業費が1,545万6,000円です。これは、民間企業の協力のもと業務改革をモデル的に取り組む事業の提案を全国の自治体から総務省が募集していたもので、今回、本町の提案した事業が採択されております。先ほども町長が申されましたが、ちなみに今年度は全国で6市1町の事業が採択されております。

次に、9款1項消防費1,500万円の補正です。これは、城山防災会館に係ります増額補正でございます。6月早々の補正でございますが、その詳細につきましては、委員会等におきまして総務課のほうから説明させていただきたいと思っております。

次に、10款2項及び3項では、前年度末に株式会社PMT様から御寄附を受けました50万円を小学校、中学校、各学校の図書購入費に充てたものでございます。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正です。

1、変更。起債の目的は、城山防災会館、仮称、建設事業債、限度額4,730万円を7,270万円へ。歳出の補正に伴い2,540万円増額するものでございます。起債の方法、ほかの変更はございません。

以上のとおり、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第46号を先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を予算審査特別委員会に付託します。

日程第27. 報告第1号

○議長（三角 良人） 日程第27、報告第1号平成28年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） 議案書は76ページをお願いします。

報告第1号平成28年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

平成28年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次の77ページをお願いいたします。

平成28年度12月議会及び3月議会で提出しておりました5件の繰越明許費の計算書でございます。

まず、2款1項事業名は地方公共団体情報システム機構負担金、金額は206万1,000円。

3款1項臨時福祉給付金給付事業1億3,303万2,108円。2項保育所等整備事業費補助金6,028万8,000円。

9款1項福岡県防災行政無線設備再整備事業費負担金353万3,000円。

最後に、10款3項須恵東中学校大規模改造事業2億4,160万円。

繰越総額は4億4,051万4,108円になります。

未収入特定財源の国・県支出金総額1億6,926万5,108円及び地方債総額2億1,010万円は、29年度に収入いたします。

一般財源総額6,114万9,000円は、28年度の収支から充当財源として繰り越しておりますが、28年度決算時には実質収支からはのぞかれることとなります。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第28. 請願

○議長（三角 良人） 日程第28、請願「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。1番、児玉求議員。

児玉議員、早く登壇せな。

○議員（1番 児玉 求） 請願をお教えいたします。

請願者、松尾 昇氏、請願者住所、須恵町大字須恵558の15であります。請願書、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請であります。

請願趣旨、平成23年度に義務教育法の改正が行われ、小学生1年生の35人以下学級が実現いたしました。同時に改正条文の附則では小学2年生から中学3年生までの学級編制標準の順次改定を検討することが明記されましたが、現在、実現がなかなかできておりません。

そうしまして、一つ、憲法でいう教育の義務教育機会均等のため、全国……。

○議長（三角 良人） 児玉議員、ちょっと待って、鳴り終わるまで。昼食の時間となっておりますが、このまま終了するまで続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、このまま続行いたします。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと繰り返します。

憲法でいう教育の機会均等のため、全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるべく義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を大幅に拡充することです。35人以下の学級について小学校1年生、2年生とついて35人以下学級の拡充の予算措置がとられておりません。日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数が多くなっており、一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級人数を引き下げる必要があります。社会状況等の変化で学校は一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要であり、また新学習指導要領により授業実数や指導内容が増加しております。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応も課題となっております。いじめ、不登校など追加指導の課題もあります。こうしたことへの解決に向けて少人数学級の計画的定数改善が必要となっております。

文部科学省が平成22年に実施した今後の学級編成及び教職員定数のあり方に関する国民からの意見募集の結果では、小中高校の学級規模として6割以上の方々が26人から30人以下の学級が望ましいという意見を上げております。これは、国民も30人以下学級を望んでいるということは明らかであります。国の施策として、財源保証すべき必要があります。三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され、非正規職員もふえております。須恵町もそのとおりであります。子どもの学ぶ意欲を主体的な取り組みを引き出す教育の役割は、国策として重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

以上の観点から、2018年度の政府予算編成実現に向けて、地方自治法第99条の規定に基

づき、意見書を提出していただきたいという請願であります。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） もう昼過ぎましたが、いましばらく、させていただきたいと思えます。

ただいまの児玉議員の紹介でありましたが、見ていると私も先ほどの旅石地区水路の件、一言だけちょっと言いたくなったんで、予算との乖離が大きいという部分があったんですが、ここ、問題にしているようですが、安くなっているんで、これ、職員をむしろ褒めるべきではなかろうかと。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと、議長。

（「いい、いい、もう」の声あり）

○議長（三角 良人） 質疑に入って。

○議員（6番 田ノ上 真） じゃあ、質疑に入りましょうかね。

ただいまの議題は、委員会付託に向けて進行しているものだと思いますが、私としては、既にこの案件、議論が尽くされていると。そういう議案だと思いますので、委員会の付託には異議がございません。その上で、本案の内容よりも経緯について不審があるので、ここで質疑をさせていただきます。

執行部、また傍聴の方には、知らない方もいらっしゃると思いますので、手短かに説明をいたします。

本請願については、昨年12月の定例会に意見書として提出されたものを全員協議会において審査し、不採択の結論が出ています。その理由は、35人学級の実現については、須恵町は既にほぼ実現しているので、国に求める内容ではないということからでございました。ただし、論点を分けて義務教育費の国庫負担拡充に絞るなら議論できるという附帯決議のような意見が出て、全員が了承したというものです。このことは、紹介議員はよくわかっているはずでございまして、児玉さん。

しかしながら、今回また先ほどの発言を伺っておりますと、また内容を変えずに提出されております。タイトルだけ35人学級の文言を削る変更をしているものであります。これは、あざといと言えまいか。

○議長（三角 良人） ちょっと待って、質問にして。

○議員（6番 田ノ上 真） はい。いや、質問です。さっき言った経緯のことを今、言っておりますので、それはしょうがないです。

執行部の方、よくわかっていない方もいらっしゃると思いますので、その分を今、言っており

ます。

まさか、タイトルを変えれば中身が違って見えるなどと考えたわけではないと思いますが、大変不可解でありまして、全協での約束を破るものでございます。全員協議会の決議を無視することは、議会軽視であり、全協においてアドバイスした我々同僚議員に対しても失礼きわまりないと思います。なぜ、なぜ、全員協議会の決議に反する形で本請願を紹介しているものか伺いたいものでございます。

もう1点、紹介議員は本請願を提出するに当たり、ほかにも紹介議員を得ようと依頼に訪ねたり電話をかけたりにしております。その際、訪ねた先で長時間粘ったものの、依頼が不調に終わり、「ああ、おもしろくない、帰る」と言い残し立ち去ったと聞いております。これは、御自身の議会活動の一環として、本6月議会の準備のために訪問されたもので、議員の身分で行動したのには違いない。にもかかわらず、多数の賛同を取らねばならないときに理解に苦しむ行動でございます。なぜ、このような、議員としても一社会人としても無礼きわまる発言をしたものか、その真意を伺いたいものでございます。

以上2点、お願いいたします。

○議長（三角 良人） 児玉議員、わかります。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） まず、合屋議員のところに賛成者としてお願いに行きましたが、「おもしろくない」とかそういう言動を発した覚えは全くありません。感謝はするにしても、そういう失礼なことを私はいたしません。それは、どこでお聞きになりましたか、そういうお話を。それと、先般、3月、12月議会で、これは、少人数学級は須恵町はやっている、38人で35人以上なってもやっている、少人数学級については反対だと。しかし、義務教育費に国庫負担については賛成だというお話なんですよ。これはどういうことかという、義務教育費国庫負担の予算は何のためにあるのかというのは、それはやっぱり教職の費用とか建物とかそういうところにやっぱり使われるわけでありまして、そして、これは35人に限定するものじゃなくて、世界の中でOECDの中でも26人から30人が世界の趨勢になっておるんですよ。そして、須恵町は県の委嘱を受けて子どものためにやっておるわけですよ。教育委員会も少人数学級については評価できると、全国的に校長会も言っとるわけですよ。予算をふやさんと国の予算をふやしてくださいということを言っているわけですから、もちろん、少人数もそうなんですよ。なしてみんなが子どものためになるのに反対するかと、文教の委員長がもうおかしな話ですよ。（「議長」の声あり）

○議長（三角 良人） 須恵町の現状をあなたわかっています。

○議員（1番 児玉 求） いや、そりゃわかっていますよ。

○議長（三角 良人） 説明して。

- 議員（1番 児玉 求） 私が言わんとすることは。
- 議長（三角 良人） いや、説明して。
- 議員（1番 児玉 求） 小学校2年生までが35、いや3年生。
- 議長（三角 良人） 須恵町の現状を把握しているかどうか聞いています。
- 議員（1番 児玉 求） 何のですか、現状は。クラスのことですか。その現状は何を言わんとする……。
- 議長（三角 良人） 委員長、説明してやらんな。
- 文教厚生委員長（田ノ上 真） 須恵町においては、ほぼ35人学級は達成しております。
- 議長（三角 良人） それだけやなくて。補助職員とか何かつけてからしよるでしょ今。
- 文教厚生委員長（田ノ上 真） 補助職員もつけて、ちゃんと適切にやっております。
- 議員（1番 児玉 求） だから、さっき言ったでしょ、私が。35人学級にはこだわらないと、世界の趨勢が26から30人、子どもが教育委員会も人数が少なくなれば今後また……。
- 議員（6番 田ノ上 真） 児玉さん、質疑に答えて。私は質疑を出していますので、あなた、質疑に答えてください。
- 議員（1番 児玉 求） ふやすという中において、いかにして人数を減らせれば、それだけ先生もやりやすくなっておるわけですよ。なるんですよ。今度……。
- 議長（三角 良人） それはもう。さっき、12月議会において35人学級と教育費の補助の問題は別にして提案せんですかとかありましたよね。それほどのように返事します。答えは。
- 議員（1番 児玉 求） これは、先ほど申しましたように、義務教育費の国庫負担というのは、いわゆる教職の教養等を含めて関連しとるわけですよ。だから、予算をふやせと、教職員はふやすんけど教育のために国の予算をふやせと、そういうのはありえんわけですよ、一緒に。私がお話ししたいのは……。
- 議長（三角 良人） もう、いい。ほかに質疑。
- 議員（1番 児玉 求） じゃ、ほかの人に聞きましょうや。
- 議員（6番 田ノ上 真） 答えたことになっていせんが、今の話を聞きますと、じゃあ、35人学級と義務教育費の国庫負担の拡充というのは不可分であるというような説のように伺いました。じゃあ、なぜ、タイトルだけ変えるんですか、おかしいじゃないですか。
- 議長（三角 良人） 児玉議員。
- 議員（1番 児玉 求） これ、変えました。要するに、やはり国が教育費の予算をですよ、これは福岡県もそうなんですけど、非常に下から2番目ぐらいに予算は……。
- 議員（6番 田ノ上 真） 簡潔に答えて。
- 議員（1番 児玉 求） 使っていないですよ。

○議員（6番 田ノ上 真） 演説はいいですから簡潔に。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと静かにして。

○議員（6番 田ノ上 真） 聞いたのは私。

○議員（1番 児玉 求） だから、国の予算をふやせという趣旨は、それは当然もちろんあるんですよ。だからまあ、少人数とリンクしておるわけですが、やはり国の予算をふやせちゅうのは、みんな、議会、町長も教育長もそうじゃないんですか。町長とか教育長の御意見を聞きたいですよ。（「言いましょうか」の声あり）言ってください。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） あなたに対して批判があっているのは、35人学級といわゆる教育費の補助金を分けて、そりゃ補助金はもらったほうがいいですよ、町にとっては。だから、そこはみんな賛成できると。35人学級というのは、もう須恵町ではTTを入れるとかそういうことで39人とか38人とかクラスが多いところは、TTを入れたりして実質は35人学級が成り立っている。その分についても国が補助せれとかってというような言い方ならわかるわけですよ、みんなは。

何か大きな大風呂敷を広げてGDPがどうだこうだとかそういう問題じゃないでしょ。あなたは須恵町の議員ですから、須恵町のことについてこうだからこうしてほしいと、そのために国の援助が欲しいというふうな言い方ならば、みんな議員さんは賛成しますよ。言っていることは間違っていない。私もあなたには、あなたが言う国の補助金制度っていうのは認めますよ。取ってほしいと思いますよ。でも、大風呂敷を広げてそういう、じゃ、入ってくるのは国にそれだけの予算があるか、たったそれだけするだけでも何兆円ってかかる。何兆円の原資はどうするんですか。そこも一緒に答えてもらわないと、そうなれば、みんな認めないわけですよ。そうやってほしいと思うけど、財政的には許されんだろうなというのがみんなの気持ちだろうというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 児玉議員。簡潔に。

○議員（1番 児玉 求） 町長の言われたこともよくわかります。確かに須恵町はということですが、これは全国の各自治体もやはり進めていることなんですよ。やっぱり全国の校長会もそうだし、教育委員会もやっていると、だから須恵町だけが達成しているからいいちゅう問題じゃなくて、全国的な地方自治体がやはり国に要請して予算を出せということですから、何ら私はそんなに反対されるような覚えはないとですよ、党派を超えて教育、そして例えば志免町なんかは……。 （「議長、採決を」の声あり）

○議長（三角 良人） 待て待て。

○議員（1番 児玉 求） 子どものためにということで、やっぱり議員の皆さんは考えていた

できればと思っております。

○議長（三角 良人） ほかに質疑。三角議員。

○議員（5番 三角 栄重） 12月の委員会で言ったやん、予算と35人と分けてやる。片一方はみんな国が要求するのは賛成ですって、そこだけなら我々もそりゃ賛成しますよ。しかし、いろいろ何もかんもまぜられたら賛成しかねるね。

○議長（三角 良人） ちょっと、討論のごとなりよる。ちょっと待って。ほかに質疑。——これにて質疑を終結します。

お諮りします。本請願の取り扱いを文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（三角 良人） 本請願については、会議規則第86条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することに御賛成の方は起立願います。（「承諾やろ」の声あり）省略する。（「省略ですか」の声あり）（「承諾でしょ」の声あり）省略。委員会付託にしないということです。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、本請願は委員会付託を省略し、本日、採決することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。先ほど出たな討論は。よって、本請願について採決に入ります。本請願を採択することに御賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（三角 良人） 起立少数であります。よって、請願「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請は、不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

昼食休憩後、全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、6月13日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後0時19分散会
